

“休めて強い”組織に。



愛知県休み方改革 マイスター企業 認定制度



人材不足や
売上・利益縮小への不安、
制度導入・運用に関わる費用…

**「有給休暇取得は
経営に響く」
と思いませんか？**

そんな企業こそ、
大きく変わるチャンスです。



有給休暇取得促進は **メリット多数!**

生産性向上

採用活動に有利

離職率の低下

従業員の意欲が高まる

企業イメージUP



マイスター企業に認定されると優遇措置が受けられます!

- 県入札審査における加点
- ハローワークの求人票に表示できる
- 認定企業ロゴマークの使用
- 県主催の就職面接会等への優先参加 など

※詳細は裏面をご覧ください

認定企業の皆様からの声を紹介

採用活動に有利

- 応募者が増えて、欲しい人材を採用できた。
- 採用広報時にPRすることで、他社と差別化ができていると感じる。



従業員の意欲アップ

- 有給取得が一部の社員に偏らず、バランス良く取得できる風土になりつつある。
- 社員全員が休みの取得の仕方と作業の効率を考えるようになった。

イメージUP / 離職率の低下

- 認定企業ロゴマークを会社ホームページに載せたことでお客様から高評価をいただいている。
- 社員に「会社は働きやすい会社を目指しているんだ」と認識してもらえ、退職率が大きく減少した。





愛知県休み方改革マイスター企業認定制度

年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を認定することにより、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせた休暇の取得や、テレワーク等の多様で柔軟な働き方を選択できる職場環境づくりをより一層推進します。

1 認定対象

中小企業者(中小企業基本法第2条)、医療法人・個人開業医、社会福祉法人、学校法人、NPO法人 など

2 認定期間

認定日から2年を経過する日の属する年度末まで(更新あり)

3 主な認定基準

STEP UP!

ブロンズ認定

- 『愛知県「休み方改革」イニシアチブ』賛同企業・団体であること
- 平均年次有給休暇取得率60%以上
- 年次有給休暇の取得状況の公表(自社ウェブサイト等)

シルバー認定

ブロンズに加えて以下を満たすこと

- 平均年次有給休暇取得率75%以上
- 『あいちワーク・ライフ・バランス推進運動』賛同事業所であること
- 時間単位の年次有給休暇制度の導入

ゴールド認定

ブロンズ、シルバーに加えて以下を満たすこと

- 平均年次有給休暇取得率90%以上
- 経営者自身の積極的な休暇取得
- 男性従業員の育児休業取得



愛知県休み方改革マイスター企業 (ロゴマーク)

※県が指定する特別休暇(あいちウィーク休暇、ラーケーション休暇等)を2つ以上導入している場合は、ブロンズは50%以上、シルバーは65%以上、ゴールドは80%以上となります。

認定企業の優遇措置

優遇措置は変更となる場合があります。掲載内容は一例です。最新の情報は「あいちYOU休ナビ」をご覧ください。



ブロンズ及びシルバーに加えて以下の優遇措置を受けられます

- 知事表彰(あいち認証材を使用した木製認定証を贈呈)
- 副賞(年次有給休暇を付与する従業員全員に愛知県の特産品等を贈呈)



ブロンズに加えて以下の優遇措置を受けられます

- 県主催の就職面接会・合同企業説明会等への優先参加
- 制度融資における優遇利率の適用
- 県関係団体主催の企業向け講座等に係る受講料の減免等



「休み方改革マイスター企業」の名称及びロゴマークの使用

- 県のウェブサイト等による企業名のPR、各種セミナー等の情報提供
- ハローワークの求人票における認定企業の表示
- 委託業務に係る総合評価競争入札又は企画競争(プロポーザル)における加点
- 建設工事に係る入札参加資格審査における加点
- 建設工事に係る総合評価落札方式における加点

委託業務によって加点対象が異なる場合がありますので、詳しくは募集要領等をご確認ください。

★愛知県では、中小企業が休暇を取りやすい職場づくりを推進するため、大企業と中小企業の共存共栄の関係構築を目指す「パートナーシップ構築宣言」への参画を、経済・労働団体等と共に県内企業へ働きかけています。

認定について

愛知県休み方改革マイスター企業認定制度
ポータルサイト「あいちYOU休ナビ」から
認定申請を行うことができます。

≡ 認定企業の声も掲載中! ≡
あいちYOU休ナビ



認定期間

認定日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日まで

助成金

有給休暇取得促進に取り組む
中小企業向けの国の助成金

「働き方改革推進支援助成金」の
ご案内はこちら
(愛知労働局ウェブサイト)



問合せ先

愛知県労働局労働福祉課
労使関係グループ

TEL 052-954-6361